

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(主観点)</p> <p>D : 社会貢献活動等による加算点</p> <p>木津川市との間で、社会貢献活動に関する協定を締結し、貢献度が認められる市内業者について該当業種に 10 点を加算する。</p> <p>また、社会貢献活動に関する協定に基づき、木津川市より出動の要請を受けて、災害対応の現場従事活動（木津川市と合同で実施する防災訓練を含む。）を行なった市内業者に、<u>無償の期間に限り</u>、1 災害につき（当該災害に係る要請回数に係わらず） 5 点を加算する。</p>	<p>(主観点)</p> <p>D : 社会貢献活動等による加算点</p> <p>木津川市との間で、社会貢献活動に関する協定を締結し、貢献度が認められる市内業者について該当業種に 10 点を加算する。</p> <p>また、社会貢献活動に関する協定に基づき、木津川市より出動の要請を受けて、災害対応の現場従事活動（木津川市と合同で実施する防災訓練を含む。）を行なった市内業者に、1 災害につき（当該災害に係る要請回数に係わらず） 5 点を加算する。</p>